

## 第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの考え方 及びスケジュールについて（案）

### 1 第二期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの実施について

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期計画」といいます。）は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、未就学児に対する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保並びに事業の円滑な実施のため、小樽市子ども・子育て会議における議論を経て、令和2年3月に策定されました。

策定に当たっては、平成27年3月策定の第一期計画を引き継ぎながら、子育て世帯に対するニーズ調査を実施し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「需要量の見込み」を算出した上で、これに対応するための「確保方策」（供給量）を定めました。

第二期計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間と定めていますが、「需要量の見込み」や「確保方策」の計画値と実績値が大きくかい離している事業について、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（内閣府令和4年3月18日事務連絡）に基づき、令和4年度に計画の見直しを行いたいと考えています。

### 2 見直しの方法

子ども・子育て支援法第59条第1項各号に掲げる「地域子ども・子育て支援事業」の全13事業が位置付けられておりますが、このうち、「需要量の見込み」や「確保方策」の計画値と実績値が大きくかい離している事業について、過去の実績などを基に修正を行うこととします。また、事業計画策定後に、新たに新制度幼稚園や認定こども園に移行した教育・保育施設に係る修正等、所要の見直しも行うこととします。

### 3 見直しのスケジュール

令和4年	9月下旬	事業計画の見直し事務局（案）作成
	10月上旬	第2回子ども・子育て会議により見直し案の審議
	12月下旬	パブリックコメントによる市民意見の聴取
令和5年	1月下旬	パブリックコメントで提出された意見への回答
	2月上旬	事業計画の見直し（最終案）の作成
	2月下旬	第3回子ども・子育て会議により最終案の審議